



緑と活力のある ふれあいのまち小平

# 市報 こだいら

平成14年(2002年)  
2/5

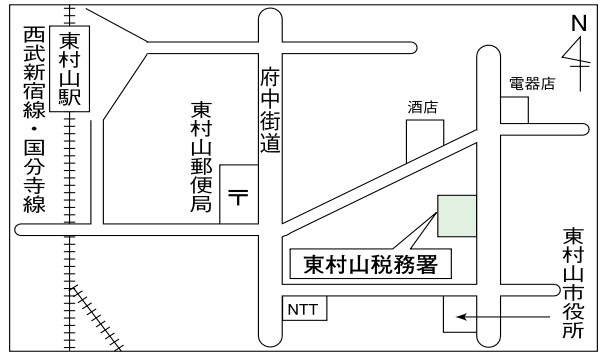


Fの東京いよいよ始動

第973号 発行：小平市 編集：企画財政部広報広聴課 〒187-8701 小平市小川町二丁目1333番地 ☎042(341)1211(代表)

◇こだいらホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール [info@city.kodaira.tokyo.jp](mailto:info@city.kodaira.tokyo.jp) ◇こだいらテレホンガイド ☎042(342)1222

## 還付申告は税務署で受付中 確定申告は2月18日(月)から



**還付申告を  
受付中**

確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は税務署へ確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ①多額の医療費を支払った
- ②マイホームをローンなどで取得した
- ③災害や盗難にあった

④年の途中で退職した  
⑤年末調整を受けていない

収入や証明書などが必要になります。

**還付申告などの  
相談**

税務署では、還付申告など確定申告書の記載方法に疑問がある方に、書き方のアドバイスを行っています。

### 確定申告と国民健康保険税

#### マイホームの買い換え・保証債務履行のための譲渡所得申告

市の国民健康保険税は、国民健康保険事業に必要な費用にあてるための目的税であるため、所得税や住民税などの計算と異なり、租税特別措置法の「譲渡所得の特別控除」が適用されないことになっています。

#### 申告方法の選択

マイホームを譲渡して買い換えた場合や連帯保証人となって他人の債務の返済のために自分の土地建物などを売却し、回収不能とな

った場合などは、確定申告の際に一定の条件に該当すれば次のように申告方法を選択することができます。

①譲渡所得から最高3千万円の特別控除を行う方法(居住用財産の譲渡所得の特別控除)

②譲渡収入から買い換え資産の取得価格を差し引いた額を所得とする方法(居住用財産の買い換え特例)

国民健康保険税の計算基礎となる所得は、確定申告などの内容に基づきます。



**確定申告は  
期限内に**

確定申告は、一年間の所得と税額を計算して、所得税の過不足を精算する手続き

**還付申告の  
ご注意**

市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得税の還付が受けられませんが、必ず税務署へ申告をしてください。

**郵送による提出**

**改正点**

**確定申告書の用紙が  
新しくなりました**

平成13年分の確定申告は、2月18日(月)から始まり、申告書は本人(または依頼を受けた税理士)が計算、記入して、3月15日(金)までに税務署へ申告・納税してください。

※2月16日(土)・17日(日)に申告書を提出するときは、税務署正門左側の「時間外文書収受箱」をご利用ください。

市税は、金融機関などで納付していただくようお願いしています。

**税理士会の  
無料申告相談**

東京税理士会東村山支部では、小規模事業者のための無料申告相談や申告書の作成指導(譲渡所得、相続税、贈与税を除く)を行い

署または有料で税理士にご相談ください。

問合せ 東村山税務署 ☎042(394)6811

問合せ 情報システム課 ☎042(346)9509

問合せ 東村山税務署 ☎042(394)6811

### インフォメーションディスプレイを 市役所1階に設置

市役所庁舎・施設の案内、イベント情報、各種手続方法などを紹介する大型テレビを市役所1階待合ホールに設置しました。グリーンロードの四季なども紹介しています。

問合せ 情報システム課 ☎042(346)9509

### 市税の日曜納税窓口 3月3日(日)に開設

市税の納付および納税相談の窓口を開設します。

とき 3月3日(日)  
午前9時～午後4時

ところ 市役所2階収納課

問合せ 収納課 ☎042(346)9527・9528

### 今月の税 2月

◇国民健康保険税(第8期)の納期限：2月28日

◇固定資産税・都市計画税(第4期)の納期限：2月28日

※納付は、納期限内にお願いします。

※納付は、便利で納め忘れない口座振替をご利用ください。